

佐賀大学校友会による学生支援事業実施要項

(平成23年7月7日決定)

(趣旨)

第1 この要項は、佐賀大学校友会会則（平成20年3月21日制定）第3条第2号の規定に基づく学生支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業及び内容)

第2 支援事業及びその内容は、次の表に掲げるとおりとする。

支援事業	内 容															
課外活動等支援金	<p>1 目的 課外活動を行う団体又は個人に対して援助することにより、スポーツ及び文化活動の健全な発展を促進することを目的とする。</p> <p>2 申請対象者 学務部学生生活課及び医学部学生課に届け出ている団体又はその団体に所属する個人で、次の(1)に該当するもの。ただし、(2)の費用を伴った場合は、当該費用も併せて申請対象とする。</p> <p>(1) 奨励 ア 体育系の課外活動における大会へ参加し、「全国・世界規模の競技会での入賞又はそれに準ずる成績」以上の成績を収めた団体又は個人 イ 文化系の課外活動における大会・コンクールへ参加し、「全国規模のコンクール等での高い評価又はそれに準ずる評価」以上の評価を得た団体又は個人</p> <p>(2) 遠征費支援 地区予選等を経て「全国・世界的規模の大会等」へ参加するため、県外への遠征に係る旅費及び参加費等を必要とした団体又は個人（連盟・協会等から全額給付される場合を除く。）</p> <p>3 給付額</p> <p>(1) 奨 励</p> <table data-bbox="606 1653 1348 1736"> <tr> <td>奨励金</td> <td>団体の場合</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人の場合</td> <td>10,000 円</td> </tr> </table> <p>(2) 遠征費支援</p> <table data-bbox="606 1792 1348 1921"> <tr> <td>旅費</td> <td>団体として参加する場合</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人として参加する場合</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>参加費、参加のための用具運搬費等</td> <td>上限 50,000 円</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 必要な申請書類</p> <p>(1) 奨励</p> <p>ア 校友会課外活動等支援金願書 イ 大会等成績に関する証明書</p>	奨励金	団体の場合	30,000 円		個人の場合	10,000 円	旅費	団体として参加する場合	60,000 円		個人として参加する場合	20,000 円	参加費、参加のための用具運搬費等	上限 50,000 円	
奨励金	団体の場合	30,000 円														
	個人の場合	10,000 円														
旅費	団体として参加する場合	60,000 円														
	個人として参加する場合	20,000 円														
参加費、参加のための用具運搬費等	上限 50,000 円															

	<p>(2) 遠征費支援 大会等参加に関する証明書及び必要経費に係る領収書等</p>
<p>緊急支援奨学金</p>	<p>1 目的 在学中に家計支持者の失業、破産、疾病、死亡等又は火災、風水害等による家計急変のため、修学継続が困難な学生の支援を目的とする。</p> <p>2 申請対象者 次の(1)及び(2)、又は(3)のいずれかに該当する者。ただし、同一事由による再申請は認めない。</p> <p>(1) 緊急支援奨学金に申請する時点で、過去1年以内に家計急変*<sup>1</sup>の事由が生じ、それにより修学継続が困難と認められる者（正規課程に在学し、修業年限内で卒業が可能な学部学生又は各課程の標準修業年限内に在籍する大学院学生。）。ただし、外国人留学生を除く。</p> <p>*<sup>1</sup> 家計急変とは、次のアからオまでのいずれかに該当する場合を指す。</p> <p>ア 主たる家計支持者が会社の倒産等により解雇され、又は早期退職した場合（再就職しても収入が著しく減少している場合を含む。）</p> <p>イ 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合</p> <p>ウ 主たる家計支持者が破産した場合</p> <p>エ 疾病、事故、会社倒産、経営不振その他の事由により、出願者の所属する世帯の家計支出が著しく増大又は収入が減少した場合</p> <p>オ 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、申請者の所属する世帯の家計支出が著しく増大又は収入が減少した場合</p> <p>(2) 家計急変の発生に対する措置として、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が実施する給付奨学金（家計急変）*<sup>2</sup>又は貸与奨学金（緊急採用（1種）又は応急採用（2種））の申込みをしている、若しくは申込みをする予定の者又は既に同奨学金の交付を受けている者 給付奨学金（家計急変）は、家計急変後3月以内に独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）へ申込みが必要。</p> <p>(3) 緊急支援奨学金に申請する時点で、過去1年以内に都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の特例貸付（緊急小口資金）に申込みをしている、若しくは申込みをする予定の世帯の者又は既に同資金の借入を</p>

	<p>受けている世帯の者。</p> <p>3 給付額 51,000 円</p> <p>4 必要な申請書類 (1)、(2)、(3)又は(1)、(4) (1) 緊急支援奨学金（給付）願書－（本学所定用紙） (2) 所帯全員分の所得に関する証明書－（市町村所定の様式） (3) 家計急変を証明する公的書類－（市町村所定の様式） (4) 生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）の貸付借入申込書の写し又は借入が確認できる書類</p>
ボランティア活動 援助金	<p>1 目的 社会貢献や地域連携などボランティア活動に取り組む団体又は個人に対してその活動に必要な支援を行うことにより、団体又は個人の健全な発展を促進することを目的とする。</p> <p>2 申請対象者 学務部学生生活課及び医学部学生課に届け出ている団体又はその団体に所属する個人</p> <p>3 給付額 一の団体又は個人に対し、その活動事業ごとに、年間100,000 円を上限として給付する。</p> <p>4 必要な申請書類 ボランティア活動援助金願書－（本学所定用紙）</p>
国際交流奨励金	<p>1 目的 学生の国際的な学習・研究活動への参加による学習・研究能力向上と国際交流の深化を奨励することを目的とする。</p> <p>2 申請対象者 学部学生又は大学院学生（正規課程に在籍する学生（外国人留学生を含む。））</p> <p>3 給付額 予算の範囲内で、旅費、滞在費、学会参加登録料、その他必要と認められる費用の一部として 50,000 円を上限として給付する。</p> <p>4 必要な申請書類 給付を希望する学生は、指導教員及び所属の長を通じて、必要な書類を提出するものとする。</p>

海外派遣奨励金	<p>1 目的 学生の海外留学を支援するため。</p> <p>2 申請対象者 学部学生又は大学院学生（正規課程に在籍する学生（外国人留学生を含む。)) で、協定校等へ留学生として海外留学を行う者</p> <p>3 給付額 300,000 円を上限として給付する。</p> <p>4 必要な申請書類 給付を希望する学生は、指導教員及び所属の長を通じて、必要な書類を提出するものとする。</p>
---------	---

2 前項に規定する各支援事業の申請対象者（申請対象者が団体の場合は、原則として、当該団体に所属する全ての者とする。）は、佐賀大学同窓会員又は佐賀大学校友会の学生で、かつ佐賀大学校友会である教員の推薦を受けたものとする。

（手続）

第3 学生支援室長又は国際交流推進センター長は、支援事業ごとに、必要に応じて関係会議等の議を経て、支援金等授与候補者を選考し、佐賀大学校友会会長へ推薦する。

2 関係会議等は、前項に規定する支援金等授与候補者の選考に当たっては、佐賀大学校友会代議員会の委員のうち、佐賀大学同窓会から推薦のあったものを陪席させるものとする。

（事務）

第4 支援事業のうち、「課外活動等支援金」、「緊急支援奨学金」及び「ボランティア活動援助金」に係る申請手続等の事務は、学務部学生生活課が、「国際交流奨励金」及び「海外派遣奨励金」に係る申請手続等の事務は、学務部教務課が行う。

（報告）

第5 活動終了後、報告書の提出を求めることがある。

（雑則）

第6 この要項に定めるもののほか、「課外活動等支援金」、「緊急支援奨学金」及び「ボランティア活動援助金」に係る事業の実施に関し、必要な事項は、学生支援室長が、「国際交流奨励金」及び「海外派遣奨励金」に係る事業の実施に関し、必要な事項は、国際交流推進センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年7月7日から実施する。

附 則（平成23年12月9日改正）

1 この要項は、平成23年12月9日から実施する。

2 改正後の第2の表海外派遣奨励金の規定は、同規定実施前に既に海外派遣奨励金にかかる支援事業により海外留学を行っていた学生について適用する。

附 則（平成24年7月13日改正）

この要項は、平成24年7月13日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成 25 年 6 月 21 日改正）

この要項は、平成 25 年 6 月 21 日から実施する。

附 則（平成 26 年 7 月 28 日改正）

この要項は、平成 26 年 7 月 28 日から実施する。

附 則（平成 28 年 6 月 20 日改正）

この要項は、平成 28 年 6 月 20 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 8 月 29 日改正）

この要項は、平成 29 年 8 月 29 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 24 日改正）

この要項は、令和 2 年 6 月 24 日から実施する。

附 則（令和 4 年 6 月 27 日改正）

この要項は、令和 4 年 6 月 27 日から実施し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。